

事 務 連 絡
平成27年2月9日

北海道開発局 低潮線保全官 殿
地域事業管理官 殿
各地方整備局 河川管理課長 殿
地域河川課長 殿

河川環境課
河川保全企画室 課長補佐 

治水課 課長補佐 

河川管理施設等構造令第73条第4号の規定に基づく認定手続について

標記について、河川管理施設の設置又は河川法第26条第1項の許可に係る審査に際し、河川管理施設等構造令（以下、「構造令」という。）第73条第4号の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けることが必要となった場合の手続として、「特殊構造河川管理施設等認定実施要領について（平成13年8月1日付国河治第66号）」及び「河川管理施設等構造令技術検討会の設置について（平成21年7月1日付国河環第31号、国河治第40号）」を通知しているところです。

これらの通知は、構造令第73条第4号の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けることが必要となる事案の手続を円滑に進めるためのものであることから、通知文書の主旨を関係者に対し再度周知のほどよろしくお願いします。

また、各都道府県・政令市河川主管課長あてにも同主旨の文書を送付しますので、技術的な相談があった際には、ご協力のほどよろしくお願いします。

（問い合わせ先）
河川保全企画室 保全技術係 前羽
治水課 技術開発係 中崎

事 務 連 絡
平成27年2月9日

各都道府県・政令市河川主管課長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
河川環境課
河川保全企画室 課長補佐

治水課 課長補佐

河川管理施設等構造令第73条第4号の規定に基づく認定手続について

標記について、河川管理施設の設置又は河川法第26条第1項の許可に係る審査に際し、河川管理施設等構造令（以下、「構造令」という。）第73条第4号の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けることが必要となった場合の手続として、「特殊構造河川管理施設等認定実施要領について（平成13年8月1日付国河治第66号）」及び「河川管理施設等構造令技術検討会の設置について（平成21年7月1日付国河環第31号の2、国河治第40号の2）」を地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言として通知しているところです。

これらの通知は、構造令第73条第4号の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けることが必要となる事案の手続を円滑に進めるためのものであることから、通知文書の主旨を関係者に対し周知のほどよろしく願います。

また、貴管内市町村の河川主管課長にもこの旨周知のほどよろしく願います。

（問い合わせ先）

河川保全企画室	保全技術係	前羽
治水課	技術開発係	中嶋

三九 特殊構造河川管理施設等認定実 施要領について

平成十三年八月二日 国土治第六六号
各地方整備局長、北海道庁長、沖縄総合事務局
長、水資源開発公団長、各都道府県知事、各政令
指定都市の長、国土技術政策総合研究所長、各政令
指定河川局長、国土技術政策総合研究所長、各政令

※以下、傍線部につき、都道府県知事及び国土技術政策総合研究
所長あてについては別途記載のとおり。

特殊構造河川管理施設等認定実施要領を別紙のとおり定めたので、
河川管理施設の設置又は河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）
第二十六条第一項の許可に係る審査に際し河川管理施設等構造令
（昭和五十一年政令第百九十九号）第七十二条第四号の規定に基づ
く国土交通大臣の認定を受けることが必要となった場合には、同実

施要領によることとされたい。

△都道府県知事及び政令指定都市の長あて▽

同実施要領によることが望ましいので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項に規定する技術的な助言として通知する。

△国土技術政策総合研究所長あて▽

同実施要領の規定により技術的な検討の依頼を行うことがあるので、了知されたく通知する。

特殊構造河川管理施設等認定実施要領

（総則）

第一条 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第七条に規定する河川管理者及び法令の規定により河川の管理を行うこととされた者（以下「河川管理者等」という。）が河川管理施設の設置又は法第二十六条第一項の許可に係る審査に際し必要とする河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）第七十三条第四号の規定に基づき国土交通大臣の認定（以下「認定」という。）の実施に当たっては、この実施要領の定めるところによるものとする。

（認定の申請）

第二条 認定を国土交通大臣に申請する河川管理者等は、別記様式第一又は第二による申請書を、法第二十六条第一項の許可に係る

工作物（以下「許可対象工作物」という。）のうち流水の占用のためのものにあつては国土交通省河川局河川環境課に、その他の工作物及び河川管理施設にあつては同局治水課に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図書を添付するものとする。

- 一 河川管理施設にあつては、別記様式第三による河川管理施設の諸元
 - 二 許可対象工作物にあつては、河川法施行規則（昭和四十年建設省令第7号）第十五条の規定に基づき河川管理者等に提出された申請書及び図書の写し
 - 三 別記様式第四による河川管理施設又は許可対象工作物の構造が構造令第二章から第九章までの規定によるものと同等以上の効力があることを説明する書面
 - 四 学識経験を有する者の意見
 - 五 その他参考になるべき事項を記載した図書
- （認定の通知等）

第三条 認定の通知は、別記様式第五による認定書を河川管理者等に送付して行うものとする。

2 認定を拒否する処分をする場合は、別記様式第六により河川管理者等に通知するものとする。

（国土交通大臣による法第二十六条第一項の許可に係る工作物の特例）

第四条 国土交通大臣による法第二十六条第一項の許可に係る工作物については、前二条の規定は適用しない。

2 前項の場合において、法第二十六条第一項の許可を受けた工作物は、認定を受けたものとみなす。

（技術的な検討の依頼）

第五条 国土交通省河川局長は、認定又は第四条第一項に規定する許可に当たつて必要があると認めるときは、国土技術政策総合研究所長に技術的な検討を依頼するものとする。

2 前項の依頼は、別記様式第七による依頼書を提出して行うものとする。

3 前項の依頼書には、第二条第二項各号に規定する図書のうち、技術的な検討に必要なものを添付するものとする。

附 則

この実施要領は、平成十三年八月一日から施行する。

別記様式第 1

番 年 月 日

国土交通大臣
〇〇〇〇 殿

〇〇地方整備局長
〇 〇 〇 〇 印

河川管理施設等構造令第73条第4号の規定による特
殊な構造の河川管理施設の認定について（申請）

下記施設について、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第73条第4号
の規定による特殊な構造の河川管理施設として認定を受けたいので申請します。

記

- 1 施設名
〇〇ダム
- 2 河川名
〇〇川水系〇〇川
- 3 施設の設定予定地
左岸：〇〇県〇〇市〇〇地先
右岸：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地先

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の
氏名を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記様式第 2

番 年 月 日

国土交通大臣
〇〇〇〇 殿

〇〇地方整備局長
〇 〇 〇 〇 〇 印

河川管理施設等構造令第73条第4号の規定による
特殊な構造の許可工作物の認定について（申請）

下記施設について、河川法（昭和39年法律第167号）第26条第1項の許可の申請が
あり、許可に係る審査に際し、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第
73条第4号の規定による特殊な構造の許可工作物として認定を受ける必要があると
考えられ、当該認定を受けたいので申請します。

記

- 1 施設名
〇〇ダム
- 2 河川名
〇〇川水系〇〇川
- 3 施設の設定予定地
左岸：〇〇県〇〇市〇〇地先
右岸：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地先

4 河川法第26条第1

項許可の申請者 〇 〇 〇 〇

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の
氏名を記載すること。
- 2 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別記様式第 3

特殊な構造の河川管理施設として
認定を受けようとする施設の諸元

施設名	水系名	河川名
事業主体	地方整備局	左岸 市 地先
事業名	施設の所在地	右岸 市 地先
施設規模	(高さ、スパン長、門数、湛水面積 等)	
目的	(洪水調節 [m^3/s]、上水 [m^3/s] 等)	
事業経緯	(着手年、委員会等の開催状況 等)	
特殊な構造の河川管理施設とする理由		
概略図	平面図	正面図

別記様式第 4

河川管理施設等構造令の規定によるも
のと同等以上の効力があるとする理由

施設名	構造令の章	第〇章 〇〇
条項	文	河川管理施設等構造令の規定によるものと 同等以上の効力があるとする理由
〇条 〇項 〇号		
〇条 〇項 〇号		
〇条 〇項 〇号		
〇条 〇項 〇号		

別記様式第7

国土技術政策総合研究所長 殿

平成 年 月 日
河川局長 印

河川管理施設等構造令第73条第4号の規定
による特殊な構造の河川管理施設等の認定
に係る技術的な検討について（依頼）

下記施設について、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第73条第4号
の規定による特殊な構造の河川管理施設等としての認定の申請があったので、下記
施設が同令第2章から第9章までの規定によるものと同等以上の効力があるかを否か
について、技術的な検討を依頼する。
なお、検討した結果の報告は別添の様式にてお願いする。

記

- 1 施設名 ○○ダム
- 2 河川名 ○○川水系○○川
- 3 施設の設定予定地 左岸：○○県○○市○○地先
右岸：○○県○○郡○○町○○地先
- 4 認定の申請者 ○○地方整備局長
- 5 河川法第26条第1項許可の申請者 ○○

河川管理施設の場合は、記の5の記載を要しない。
（別添）

河川局長 殿

平成 年 月 日
国土技術政策総合研究所長 印

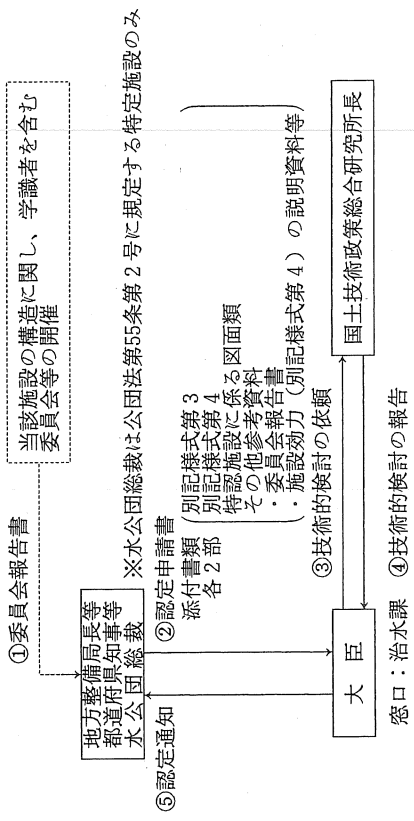
河川管理施設等構造令第73条第4号の規定
による特殊な構造の河川管理施設等の認定
に係る技術的な検討について（報告）

平成 年 月 日付 第 号で依頼のあった標記について、当該
施設が河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2章から第9章までの規定
によるものと同等以上の効力があるかを否かについて、別添資料のとおり技術的な検
討をとりまとめたと報告する。

参考1

〈河川管理施設〉

大臣特認のフロー



別記様式第5

○○地方整備局長 殿
○○○○

平成 年 月 日
国土交通大臣 印

河川管理施設等構造令第73条第4号の規定による特
殊な構造の河川管理施設等の認定について（通知）

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった下記施設について、
河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第73条第4号に基づき、同令第○○
条の規定によるものと同等以上の効力があると認めらるるので、通知する。

記

- 1 施設名 ○○ダム
- 2 河川名 ○○川水系○○川
- 3 施設の設定予定地 左岸：○○県○○市○○地先
右岸：○○県○○郡○○町○○地先
- 4 河川法第26条第1項許可の申請者 ○○○○

備考

河川管理施設の場合は、記の4の記載を要しない。

別記様式第6

○○地方整備局長 殿
○○○○

平成 年 月 日
国土交通大臣 印

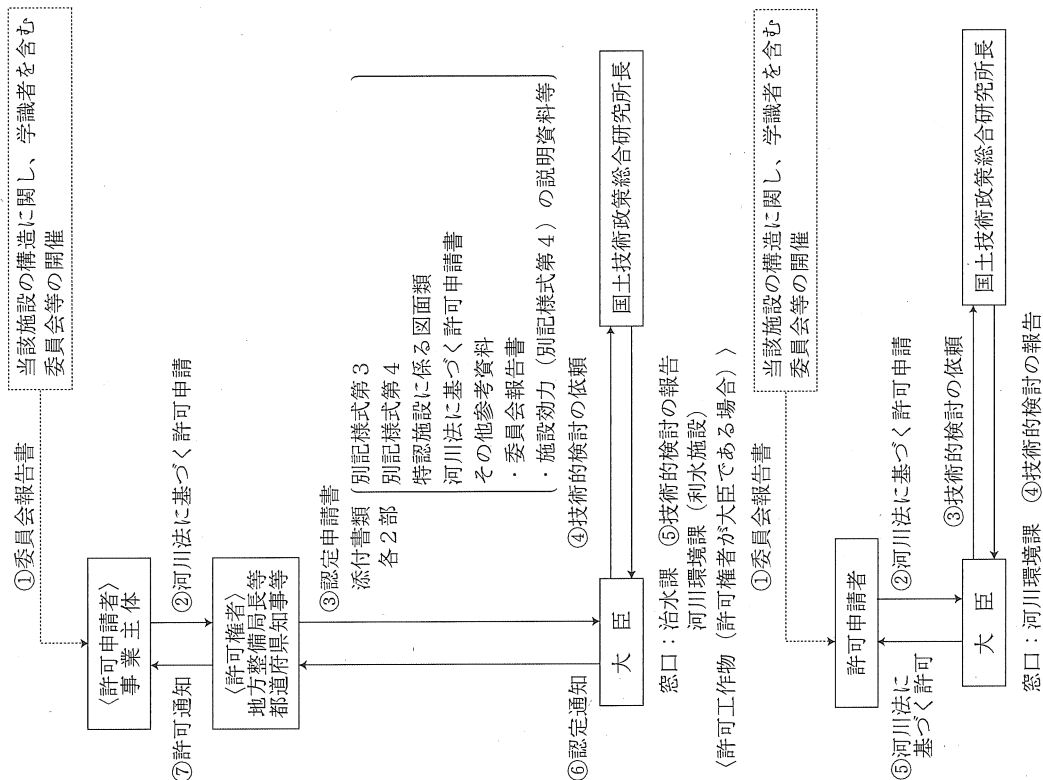
河川管理施設等構造令第73条第4号の規定による特殊な
構造の河川管理施設等の認定の拒否について（通知）

平成 年 月 日付 第 号で申請のあった下記施設に係る河川
管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第73条第4号の規定による特殊な構造の
河川管理施設等としての認定については、別紙に記載の理由により認定をしないこ
ととしたので、通知する。

記

- 1 施設名 ○○ダム
- 2 河川名 ○○川水系○○川
- 3 施設の設定予定地 左岸：○○県○○市○○地先
右岸：○○県○○郡○○町○○地先

参考2
〈許可工作物〉



四〇 河川管理施設等構造令技術検討 会の設置について

平成二十二年七月一日 国土環第三号、同
河治第四〇号
各地方整備局河川部長、北海道開発局建設部
長、沖縄総合事務局開発建設部長、国土技術
政策総合研究所河川研究部長、独立行政技術
水資源機構ダム事業部長、国土交通省河
川局河川課長、治水課長

特殊構造河川管理施設等認定実施要領については、平成十三年八月一日付国河治第六六号により河川局長より通知したところであるが、今後さらに円滑な運用を図るため、別添要領（案）のとおり河川管理施設等構造令技術検討会（以下、「技術検討会」という。）を設置したので通知する。

今後、河川管理施設等構造令（以下、「構造令」という。）の運用にあたり、構造令第七十三条第四項の規定による特殊な構造の河川管理施設等の認定の申請、または申請の検討を行う際には技術検討会へ技術的な意見を求めることができるので、積極的に活用されたい。

河川管理施設等構造令技術検討会 の設置について

平成二十二年七月一日 国土環第三号の二、
国河治第四〇号の二
国土交通省河川局河川課長、治水課長、
北海道開発局河川部長、政令市河川主幹部
長、国土交通省河川局河川課長、治水課長

特殊構造河川管理施設等認定実施要領については、平成十三年八月一日付国河治第六六号により、河川局長より地方自治法（昭和十二年法律六十七号）第二百四十五条第四項に規定する技術的な助言として通知していたところであるが、今後さらに円滑な運用を図るため、別添要領（案）のとおり河川管理施設等構造令技術検討会（以下、「技術検討会」という。）を設置したので通知する。

今後、河川管理施設等構造令（以下、「構造令」という。）の運用にあたり、構造令第七十三条第四項の規定による特殊な構造の河川管理施設等の認定の申請、または申請の検討を行う際には技術検討会へ技術的な意見を求めることができるので、積極的な活用をお願いする。

河川管理施設等構造令技術検討会
設置要領（案）

1 目的

河川管理施設等構造令技術検討会（以下、「技術検討会」といふ。）は、河川管理施設等構造令（以下、「構造令」という。）第七十二条第四号の規定による特殊な構造の河川管理施設等の認定（以下、「認定」という。）手続きの円滑な運用を図るために、3に定める事項の検討等を行うことを目的に河川局内に設置する。

2 技術検討会の構成

技術検討会の構成は別紙1のとおりとする。また、必要に応じて学識経験を有する者の参画を求めることができる。

3 技術検討会の役割

技術検討会は認定申請を予定する者（以下、「申請予定者」といふ。）より以下の事項について別記様式1により技術的意見の求めがあった場合、検討の上、別記様式2により回答するものとする。

- (1) 認定申請の必要性の有無の判断
- (2) 認定申請が必要な場合の手続きに関する助言
- (3) 申請予定者に対する技術的な検討方針に関する助言
- (4) 申請予定者から提出された技術的検討結果に対する技術的意見

4 見

技術検討会の技術的意見の取り扱い

3(4)の技術検討会の技術的意見は、「特殊構造河川管理施設等認定実施要領」（平成十三年八月一日付国河治第六六号）第二条第二項第四号に定める学識経験を有する者の意見と同様に取り扱うものとする。

5 その他

技術検討会の事務局は河川局治水課に置く。

(別紙1)

○河川管理施設等構造令技術検討会の構成

治水課長【検討会長】

(河川環境課長)^{*1}

河川整備調整官

河川保全企画室長

事業監理室長

(流水管理室長)^{*1}

(流域治水室長)^{*1}

地方整備局 構造物担当課

国土技術政策総合研究所 河川構造物担当室

※1：河川法第26条第1項の許可に係る工作物のうち流水の占用のためのもの又は河川に関する補助事業に係るものについては、案件に応じて、上記括弧書の者が参加するものとする。

※2：また、必要に応じて、学識経験を有する者の参画を求めることができる。

別記様式第1（記載例1）

番号
年 月 日

国土交通省河川局
治水課長 殿

〇〇地方整備局 河川部長 印

河川管理施設等構造令の運用について（依頼）

下記施設（又は施設群）の〇〇構造を〇〇とすることについて、河川管理施設等構造令第73条第4項の認定に関し、認定申請の必要性の有無について判断を求めたいので、技術的検討を依頼します。

記

- 1 施設（又は施設群）名 ○ ○ ○ ○
- 2 河川名 ○〇川水系○〇川
- 3 施設（又は施設群）の設置予定地
左岸：○〇県○〇市○〇地先～○〇県○〇市○〇地先
右岸：○〇県○〇郡○〇町○〇地先～○〇県○〇郡○〇町○〇地先
- 4 河川法第26条第1項許可の申請（予定）者 ○ ○ ○ ○

備考 河川管理施設の場合は、記の4の記載は要しない。

別記様式第1（記載例4）

国土交通省河川局
治水課長殿

〇〇地方整備局 河川部長 印

平成 年 月 日

番号

号日

河川管理施設等構造令の運用について（依頼）

下記施設（又は施設群）の〇〇構造を〇〇とすることについて、河川管理施設等構造令第73条第4項の認定申請にあたり、技術的検討結果に対する技術的意見を求めたいので、技術的検討を依頼します。

記

- 施設（又は施設群）名 〇 〇 〇 〇
- 河川名 〇〇川水系〇〇川
- 施設（又は施設群）の設置予定地
左岸：〇〇県〇〇市〇〇地先～〇〇県〇〇市〇〇地先
右岸：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地先～〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地先
- 河川法第26条第1項許可の申請（予定）者 〇 〇 〇 〇

備考 河川管理施設の場合は、記の4の記載は要しない。

別記様式第2

国土交通省河川局
治水課長殿

〇〇地方整備局 河川部長 印

平成 年 月 日

番号

号日

河川管理施設等構造令の運用について（回答）

平成 年 月 日付 第 号の検討依頼に対し、別紙のとおり回答する。

別記様式第1（記載例2）

国土交通省河川局
治水課長殿

〇〇地方整備局 河川部長 印

平成 年 月 日

番号

号日

河川管理施設等構造令の運用について（依頼）

下記施設（又は施設群）の〇〇構造を〇〇とすることについて、河川管理施設等構造令第73条第4項の認定申請にあたり、認定申請手続きについて助言を求めたいので、技術的検討を依頼します。

記

- 施設（又は施設群）名 〇 〇 〇 〇
- 河川名 〇〇川水系〇〇川
- 施設（又は施設群）の設置予定地
左岸：〇〇県〇〇市〇〇地先～〇〇県〇〇市〇〇地先
右岸：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地先～〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地先
- 河川法第26条第1項許可の申請（予定）者 〇 〇 〇 〇

備考 河川管理施設の場合は、記の4の記載は要しない。

別記様式第1（記載例3）

国土交通省河川局
治水課長殿

〇〇地方整備局 河川部長 印

平成 年 月 日

番号

号日

河川管理施設等構造令の運用について（依頼）

下記施設（又は施設群）の〇〇構造を〇〇とすることについて、河川管理施設等構造令第73条第4項の認定申請にあたり、技術的な検討方針に関する助言を求めたいので、技術的検討を依頼します。

記

- 施設（又は施設群）名 〇 〇 〇 〇
- 河川名 〇〇川水系〇〇川
- 施設（又は施設群）の設置予定地
左岸：〇〇県〇〇市〇〇地先～〇〇県〇〇市〇〇地先
右岸：〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地先～〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇地先
- 河川法第26条第1項許可の申請（予定）者 〇 〇 〇 〇

備考 河川管理施設の場合は、記の4の記載は要しない。